

前橋市新最終処分場適地選定報告書

【概要版】

令和2年(2020年)3月

前 橋 市

はじめに

新最終処分場の建設候補地は、市民の皆様の関心も高く、その選定過程については公平性・透明性の確保が求められます。本報告書は、本市が新たに整備する新最終処分場の建設候補地（1か所）の選定経過を示すもので、その公平性・透明性を担保するために評価方法、評価項目、評価基準、配点等の選定の過程をまとめたものです。

第1章 選定の進め方

1 前橋市新最終処分場整備検討委員会の設置

建設候補地の選定に当たっては、基本構想について検討を行う前橋市新最終処分場整備検討委員会と、特に適地選定について検討を行う適地選定専門部会を設置しました。選定方法については、専門部会の意見を伺うとともに、検討委員会に報告を行い意見を求めることとしました。また、庁内に庁内検討委員会を設置し、関係部課による調整を行いながら選定を進めました。

2 各種団体への協力依頼

自治会連合会、農業委員会、JA 前橋市に対して、最終処分場の建設について協力を依頼し、ご理解・ご協力を求めました。最終処分場の建設に当たっては、周辺の環境保全に努めるとともに、下流の農地の安全安心に対する配慮を行うよう要望がありました。

第2章 建設候補地の選定対象

1 選定対象

建設候補地の選定対象は、①公募による応募地と、②市が選定する候補地（市有地・民地等）を合わせた中から、1か所選定することとしましたが、公募では9件と多数の応募があったことと、市有地には建設候補地としてふさわしい土地がなかったことから、建設候補地については、地元住民の理解と協力が不可欠であることを重視し、②「市が選定する候補地」は選定せずに、①「公募による応募地」9件の中から、選定することとしました。

2 公募の結果

9件の応募地を以下に示します。なお、具体的な応募地を示すことについては、地元への配慮等から控えさせていただきました。

表 応募地

No	応募地	応募面積	応募者数	応募地の概況・地目
1	芳賀地区 No.1	約 3.2ha	9名	緩い傾斜のある田、畑、山林。
2	芳賀地区 No.2	約 2.5ha	7名	緩い傾斜のある田、畑。
3	芳賀地区 No.3	約 5.6ha	23名	緩い傾斜のある宅地、畑、山林、保安林、雑種地。
4	桂萱地区	約 1.8ha	1名	緩い傾斜のある山林、雑種地。
5	宮城地区	約 1.7ha	7名	緩い傾斜のある田、畑。
6	富士見地区 No.1	約 2.3ha	10名	緩い傾斜のある宅地、田、畑。
7	富士見地区 No.2	約 2.3ha	6名	緩い傾斜のある田、畑、山林。
8	富士見地区 No.3	約 1.9ha	1名	緩い傾斜のある宅地、畑。
9	富士見地区 No.4	約 5.1ha	1名	傾斜のある保安林。

第3章 建設候補地の選定

1 建設候補地の選定の進め方

次頁に示す選定フローの手順で実施しました。

2 現地調査

施設配置計画、周辺環境、土地利用、農業、森林、公園、自然環境、災害危険の観点で、応募地の現地調査及び既存地図情報等の調査を行いました。

調査に当たっては、応募地のみでは事業用地に必要な面積が不足しているため、法規制や地形などを考慮し、応募地周辺の土地を含めた新最終処分場の造成計画を9か所分作成し、事業区域を設定しました。また、現地調査においてその造成計画に無理がないことを確認しました。

3 一次選定

(1) 一次評価

現地調査において調査を行った項目のうち、関係法令の規制等により特に最終処分場の建設が不適であり、立地を避けるべきと考えられる地域を除外地域に設定しました。(右上表参照)

これら除外地域と9か所の建設候補地の位置関係を確認した結果、いずれの建設候補地においても除外地域への該当はなく、全ての建設候補地が「適合」との評価となりました。

(2) 二次評価

建設候補地の妥当性を判断するために、調査結果から、評価結果に差異があるもの(右表参照)を抽出し、評価を行いました。

また、評価方法に当たっては、AHP法(階層分析法)を一部採用するなど、評価の公平性・透明性・合理性等の確保に努めました。

一次選定では、評価点の合計点が上位3位の、芳賀地区 No.1、芳賀地区 No.3、宮城地区の3か所を選定しました。

表 建設を避けるべき地域(除外地域)

No	分類	項目
1	用途地域	住居系及び商業系用途地域
2	自然環境	国有林
3		鳥獣保護区特別保護地区
4		都道府県自然環境保全地域
5		県立公園
6		湿地
7		保存樹
8		保存樹林
9		特定植物群落
10		文化財
11	自然災害	洪水浸水想定区域
12		地すべり地形箇所
13		活断層周辺(300m以内)
14		道路・鉄道トンネルの直上
15	経済面	土地区画整理事業施行区域
16		市街地再開発事業施行区域

表 一次選定二次評価項目

分類	項目
立地特性	周辺の最終処分場
	主な支障物件、河川・水路、地下埋設物
	道路の新設及び改修が必要な距離
	排水先からの距離
	造成規模(横断方向の高低差)
	農地の集団性
	民有林
	所有者数
	平坦地の確保状況(跡地利用)
生活環境	水道水源からの距離
	外周50m以内の家屋の数
	外周300m以内の家屋の数
	搬入ルート上の支障の有無
	景観変化の影響
自然環境	保安林
	鳥獣保護区
	植生自然度
災害危険	土石流危険区域・土石流危険渓流
	急傾斜地崩壊危険箇所
	崩壊土砂流出危険地区
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域(急傾斜)
	山腹崩壊危険地区
	軟弱地盤

表 一次選定二次評価結果

No	建設候補地	立地特性	生活環境	自然環境	災害危険	合計点数
1	芳賀地区 No.1	23.59	17.80	16.35	26.20	① 83.94
2	芳賀地区 No.2	17.89	21.10	16.35	15.72	71.06
3	芳賀地区 No.3	21.65	14.76	16.35	25.10	③ 77.86
4	桂萱地区	17.13	16.70	15.43	24.00	73.26
5	宮城地区	19.25	17.34	16.35	25.10	② 78.04
6	富士見地区 No.1	22.11	12.10	16.35	24.00	74.56
7	富士見地区 No.2	18.15	17.34	15.43	17.92	68.84
8	富士見地区 No.3	21.45	16.96	10.27	21.80	70.48
9	富士見地区 No.4	24.69	18.52	3.73	17.92	64.86

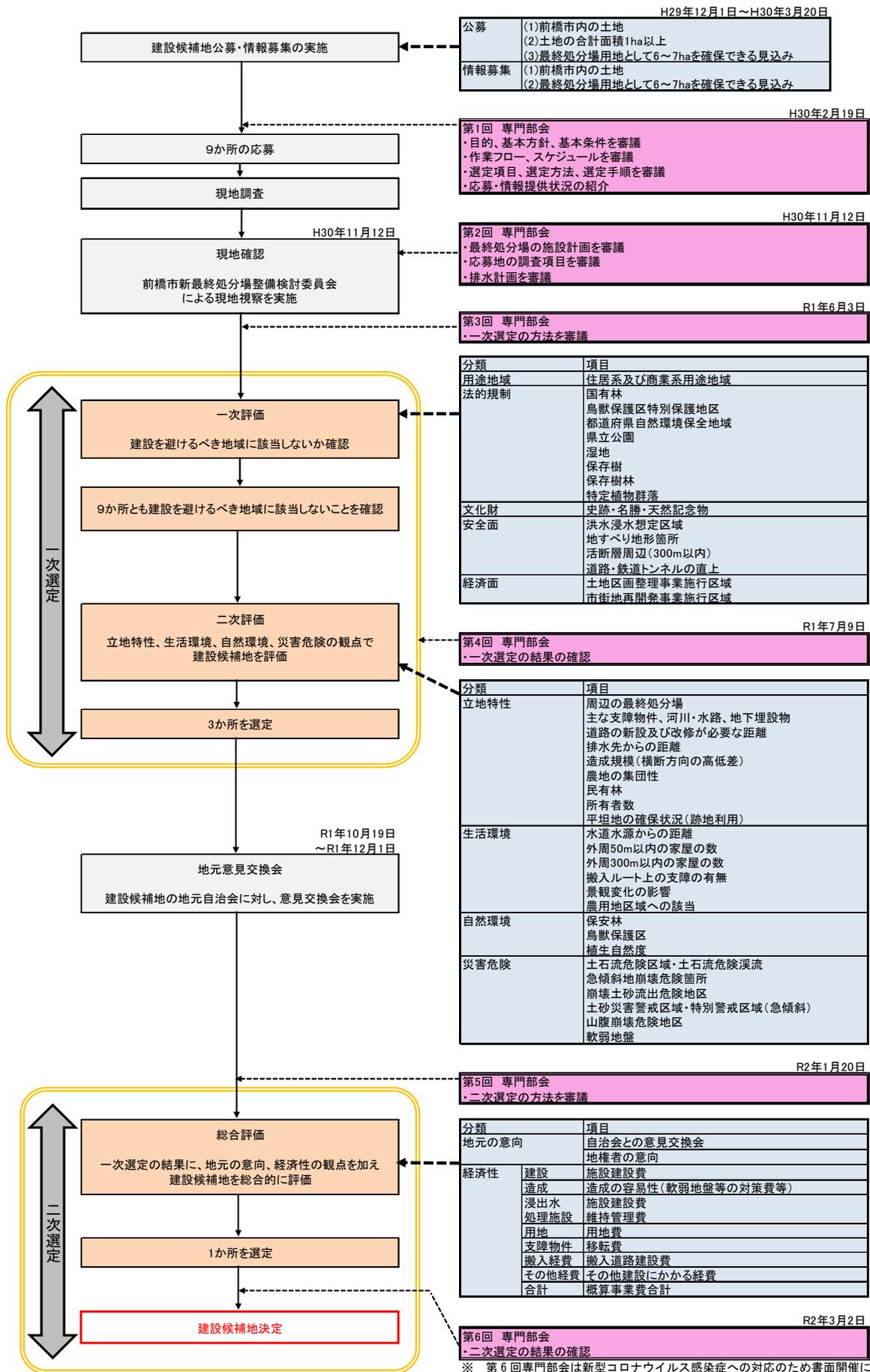


図 建設候補地選定フロー

4 二次選定

(1) 地元の意向

ア 自治会との意見交換会

選定された建設候補地の地元自治会を対象に、新最終処分場の立地に係る地元の意向を確認することを目的とした地元意見交換会を開催しました。

いずれの意見交換会においても、新最終処分場の建設に一定の理解を得ることができました。

イ 地権者の意向

選定された建設候補地内の地権者を個別に訪問し、新最終処分場の立地に係る意向を伺いました。

芳賀地区 No.1、芳賀地区 No.3 の地権者から反対の意見はありませんでしたが、宮城地区の地権者からは一部反対の意見がありました。

(2) 経済性

経済性の評価は、各建設候補地の仮の造成・配置計画に基づき、埋立地、浸出水処理施設等の事業費を、比較評価することとしました。

各項目ごとに算定した経済性を総合的に評価した結果、芳賀地区 No.1 の事業費が最も安くなりましたが、芳賀地区 No.3 との経済性に大きな差はないと判断し、芳賀地区 No.1、芳賀地区 No.3 を優れていると評価することとしました。

表 経済性の評価結果 (単価：千円) (税込み)

項目		芳賀地区 No.1	芳賀地区 No.3	宮城地区
埋立地	建設費	2,351,000	2,372,000	2,362,000
	地盤改良工	—	429,000	319,000
浸出水処理施設	建設費	1,686,000	1,628,000	1,903,000
	維持管理費 (40年間)	3,762,000	3,564,000	4,554,000
用地、支障物件、搬入道路、排水管、埋設物		642,000	1,024,000	862,000
合計		8,441,000	9,017,000	10,000,000

こうした結果に、一次選定二次評価の結果を加味した結果、地元の意向、経済性において評価が高く、かつ、一次選定二次評価の評価が優位であった芳賀地区 No.1 (前橋市小坂子町字別所地内ほか) を、建設候補地として選定しました。

表 二次選定 総合評価の結果

項目		芳賀地区 No.1		芳賀地区 No.3		宮城地区	
一次選定二次評価		83.94 点	◎	77.86 点	○	78.04 点	○
地元の意向	自治会との意見交換会	理解を得られた	◎	理解を得られた	◎	理解を得られた	◎
	地権者の意向	反対なし	◎	反対なし	◎	一部反対あり	○
経済性		優れている	◎	優れている	◎	良い	○
二次選定結果		建設候補地として選定					

5 建設候補地

建設候補地は、前橋市小坂子町字別所地内ほかとします。なお、位置図は下図のとおりです。

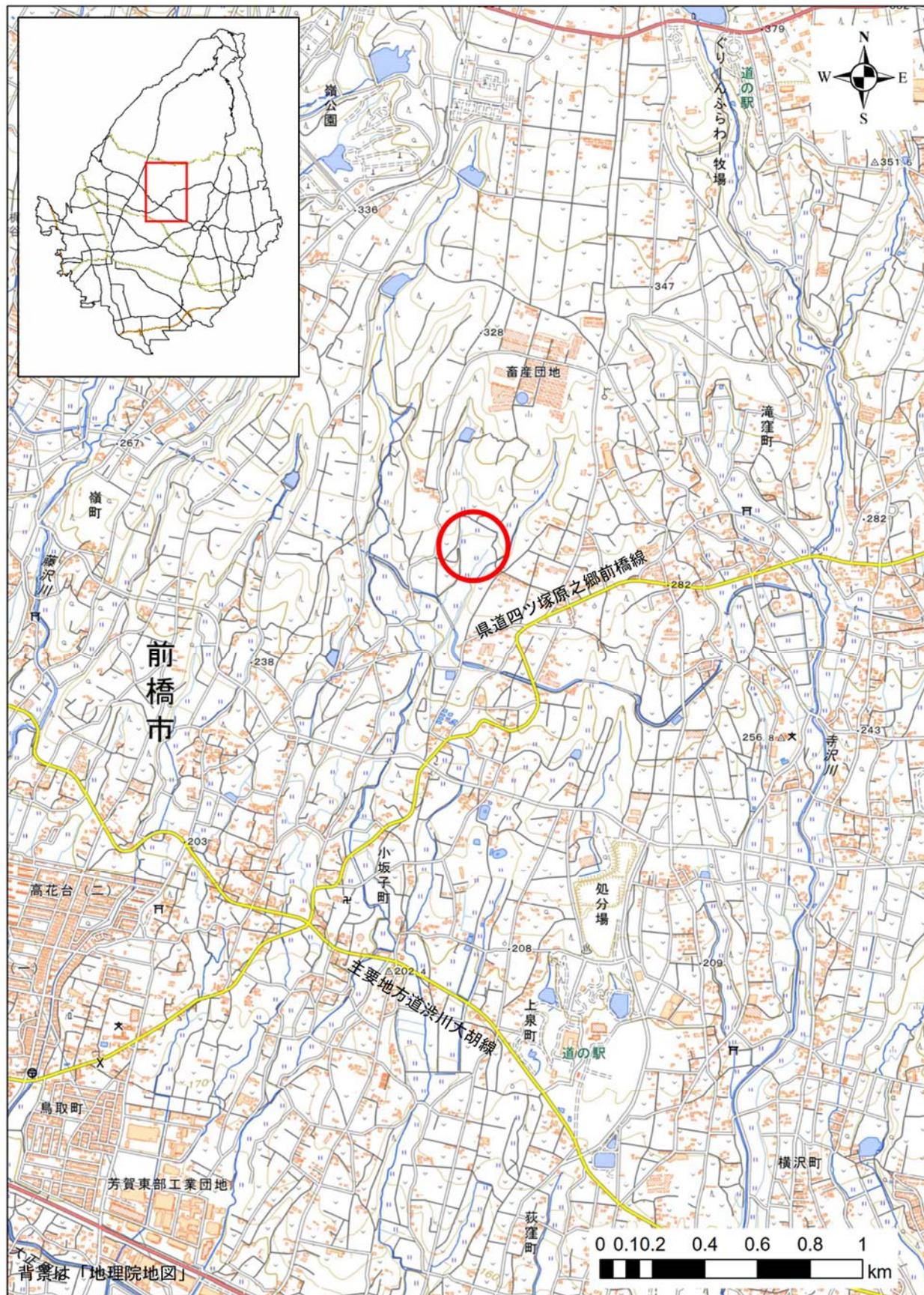


図 建設候補地位置図